

【令和 7 年度国民健康保険税について】

1. 地方税法第 703 条の 4 及び境港市国民健康保険税条例第 2 条の規定により、世帯主が国民健康保険税の納税義務者となります。（世帯主本人が国民健康保険の被保険者でない場合も含みます。）
2. 国民健康保険税は、基礎課税額（国民健康保険の医療給付の費用に充てるための課税額）、後期高齢者支援金等課税額（後期高齢者支援金に充てるための課税額）、及び介護納付金課税額（介護納付金に充てるための課税額）の合算額となります。各課税額は、所得割、被保険者均等割、世帯別平等割の 3 項目で算出した額（※注 1）を合計した額となります。（但し、各課税額が賦課限度額を超える場合は賦課限度額の合計額となります。）

	保険税の計算基礎	基礎課税額 ①	後期高齢者 支援金等 課税額②	介護納付金 課税額③ (※注 2)	①+②+③	①+②
所得割	被保険者の前年中の基準総所得金額（※注 3）に対して	7.50 %	2.75 %	2.62 %	12.87 %	10.25 %
被保険者均等割	被保険者 1 人につき 未就学児の場合（※注 4）	23,600 円 11,800 円	7,700 円 3,850 円	9,400 円 0 円	40,700 円 15,650 円	31,300 円 15,650 円
世帯別平等割	一世帯につき 特定世帯（※注 5）の場合 特定継続世帯（※注 6）の場合	23,000 円 11,500 円 17,250 円	8,000 円 4,000 円 6,000 円	6,000 円 6,000 円 6,000 円	37,000 円 21,500 円 29,250 円	31,000 円 15,500 円 23,250 円
賦課限度額	一世帯につき	660,000 円	260,000 円	170,000 円	1,090,000 円	920,000 円

※注 1 年度の途中で国民健康保険に加入又は脱退した場合は、加入月数で月割をした額（加入月数／12 月）

※注 2 40 歳以上 65 歳未満の被保険者に課税

※注 3 地方税法第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額（前年分所得の合計額）から下記の基礎控除額を控除した額を被保険者全員について合算した額

＜基礎控除額＞

所得金額	2,400 万円以下	2,400 万円超 2,450 万円以下	2,450 万円超 2,500 万円以下	2,500 万円超
控除額	43 万円（※ 7）	29 万円	15 万円	適用なし

※注 4 6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日以前である被保険者

※注 5 特定同一世帯所属者（※注 8）と同一の世帯で、国民健康保険の被保険者が 1 名のみの世帯（最長 5 年間継続）

※注 6 国民健康保険の被保険者が 1 名のみの世帯のうち、特定世帯としての期間を満了した世帯（最長 3 年間）

※注 7 所得の合計額が 43 万円未満の場合は、所得の合計額

※注 8 後期高齢者医療被保険者になったことにより、国民健康保険被保険者の資格を喪失した後も同一世帯（世帯主）の世帯員であり続ける者。ただし、その世帯（世帯主）の世帯員でなくなった時点でその資格を失う。

3. 保険税の軽減

世帯主、世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者の総所得金額（※注 9）の合計額が、下記の軽減基準額を超えない場合、被保険者均等割と世帯別平等割が軽減されます。

軽減基準額	軽減割合
43 万円 + (10 万円 × (給与所得者等 (※注 10) の数 - 1))	7 割
上記 7 割の基準額 + (30 万 5 千円 × 被保険者と特定同一世帯所属者の人数)	5 割
上記 7 割の基準額 + (56 万円 × 被保険者と特定同一世帯所属者の人数)	2 割

※注 9 前年分所得の合計額。ただし、次に掲げる所得は、それぞれ記載された額を所得金額として算出する。

- ・ 65 歳以上の者（本年 1 月 1 日時点）で公的年金等所得がある者は、公的年金等所得から 15 万円を控除した額（公的年金等所得が 15 万円未満の場合は公的年金等所得を 0 円とする）
- ・ 譲渡所得がある者は、特別控除前の額
- ・ 専従者控除がある者は、専従者控除を適用しないで算出した額
- ・ 専従者給与を受けている者は、専従者給与がないものとして算出した額

※注 10 世帯主と世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者の内、一定の給与所得と公的年金等の所得がある者

◎特例対象被保険者等に係る軽減について

会社都合により離職（倒産・解雇等の事業主都合による離職）を余儀なくされた雇用保険の特定受給資格者、雇止めなどにより離職した特定理由離職者として失業等給付を受ける方（65 歳未満）について、申請があれば離職日の翌日からその翌年度末までの間、国民健康保険税の計算において、該当者の給与所得を 30/100 として算定します。

【減免措置】

上記特例対象被保険者等に係る軽減が受けられない場合で、失業などにより世帯の所得の見積が前年の半分以下に見込まれるとき、あるいは天災など、特別な事情により国民健康保険税の支払いが困難なときは、申請により一定の要件に該当すれば、国民健康保険税の一部もしくは全部が減免されます。